

生産行程管理業務規程

作成日：平成30年10月17日

更新日：令和7年4月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒603－8083）京都府京都市北区上賀茂向繩手町 66
（キョウトフキョウトシキタクカミガモムカイナワテチョウ66）

名称（フリガナ）：上賀茂特産野菜研究会
（カミガモトクサンヤサイケンキュウカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 藤井 一範

ウェブサイトのアドレス：<http://www.kyokamoyasai.jp/shibu/tokusanyasai.html>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（なす）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：京賀茂なす（キョウカモナス）、Kyo Kamonasu

4 明細書の変更

上賀茂特産野菜研究会（以下「研究会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

研究会は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「京賀茂なす」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、直接販売も含めた「京賀茂なす」の生産地及び生産の方法を「栽培管理記録」に記録し、研究会へ提出する。

また、生産業者は、研究会が定めた「出荷規格表」に基づいて選別を行い、研究会の集出荷場に出荷する。

生産業者が集出荷場を介さず直接販売する場合も、研究会が定めた「出荷規格表」に基づいて選別を行い、その販売記録を保存する。

イ 研究会の手順

研究会は、生産業者が集出荷場に出荷した「なす」を、出荷規格表に基づいて検品し、その結果を記録する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

研究会は、上記(1)のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

研究会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

研究会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「京賀茂なす」及びG I マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

(1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「なす」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。

(2) G I マークを使用する場合は、地理的表示である「京賀茂なす」と併せて使用すること。

(3) G I マークは、法施行規則に定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

研究会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、研究会は当該生産業者の生産した「なす」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

研究会は、上記6及び8に関して、「京賀茂なす」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

研究会及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

(1) 上記5における「京賀茂なす」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料

(2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び研究会が行った指導等に係る資料

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]